

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前						
II. 記載要領及び留意事項 関税法関係  <u>関税（再）賦課決定通知書</u> <u>（内国消費税等（再）賦課決定通知書兼用）（C-1041）</u>	II. 記載要領及び留意事項 関税法関係						
<u>「通知理由等」の欄の記載は、その処分を行う理由を付記する。</u>							
関税の加算税賦課決定通知書（内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用）（C-1045）	関税の加算税賦課決定通知書（内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用）（C-1045）						
関税の加算税賦課決定通知書の記載要領は、次による。 (1)～(6) (省略) (7) 「理由その他付記事項」の欄には、本賦課決定を行う <u>理由</u> を記載する。  なお、重加算税の賦課決定については、過少申告加算税（無申告加算税）に代えることとなった理由を付記する。	関税の加算税賦課決定通知書の記載要領は、次による。 (1)～(6) (同左) (7) 「 <u>理由その他付記事項</u> 」の欄には、本賦課決定を行う <u>起因となった関税等に係る申告又は処分について、次表により、その申告又は処分が行われた年月日、申告又は処分の名称及び当該申告又は処分の番号等</u> を記載する。 なお、重加算税の賦課決定については、過少申告加算税（無申告加算税）に代えることとなった理由を付記する。						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>申告又は処分</th> <th>記載する文言</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>（賦課決定）</u> <u>修正申告</u> <u>増額更正</u> <u>決定</u></td><td>この加算税の賦課決定は、平成 年 月 日付 <u>修正申告（修正申告番号）</u> <u>更正（更正通知書番号）</u> <u>決定（決定通知書番号）</u> に対するものである。</td></tr> <tr> <td><u>（再賦課決定）</u>  <u>減額更正</u> <u>既賦課決定の誤びゆう</u></td><td>この加算税の賦課決定は、平成 年 月 日付賦課決定 <u>（既賦課決定通知書番号）</u>に対して 平成 年 月 日付更正（<u>更正通知書番号</u>）に基づき 当該賦課決定に誤びゆうがあったため、 その決定内容を変更するために行うものである。</td></tr> </tbody> </table>		申告又は処分	記載する文言	<u>（賦課決定）</u> <u>修正申告</u> <u>増額更正</u> <u>決定</u>	この加算税の賦課決定は、平成 年 月 日付 <u>修正申告（修正申告番号）</u> <u>更正（更正通知書番号）</u> <u>決定（決定通知書番号）</u> に対するものである。	<u>（再賦課決定）</u>  <u>減額更正</u> <u>既賦課決定の誤びゆう</u>	この加算税の賦課決定は、平成 年 月 日付賦課決定 <u>（既賦課決定通知書番号）</u> に対して 平成 年 月 日付更正（ <u>更正通知書番号</u> ）に基づき 当該賦課決定に誤びゆうがあったため、 その決定内容を変更するために行うものである。
申告又は処分	記載する文言						
<u>（賦課決定）</u> <u>修正申告</u> <u>増額更正</u> <u>決定</u>	この加算税の賦課決定は、平成 年 月 日付 <u>修正申告（修正申告番号）</u> <u>更正（更正通知書番号）</u> <u>決定（決定通知書番号）</u> に対するものである。						
<u>（再賦課決定）</u>  <u>減額更正</u> <u>既賦課決定の誤びゆう</u>	この加算税の賦課決定は、平成 年 月 日付賦課決定 <u>（既賦課決定通知書番号）</u> に対して 平成 年 月 日付更正（ <u>更正通知書番号</u> ）に基づき 当該賦課決定に誤びゆうがあったため、 その決定内容を変更するために行うものである。						
上表において、修正申告が関税法第 7 条の 14 第 2 項《補正による修正申							

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前												
(8) (省略)  <u>納付通知書</u> (C-1140)  <u>「処分理由」</u> の欄の記載は、その処分を行う理由を付記する。	告》の規定に基づく輸入許可前の補正による修正申告である場合には、修正申告番号に代え「補正による修正」と記載する。なお、システムによる修正申告の場合には当該申告に対応する枝番（例：／1）を併せて記載する。 (8) (同左)												
輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）(C-5020 )  II 輸入（納税）申告書の記載要領 <申告書下段の記載要領> 「評価申告」の欄には、次のように記入する。  <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価申告書提出の有無</th><th>(略)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 評価申告書が提出されない場合 (1) 関税法基本通達<u>7-9(3)</u>に該当する場合 (2) 評価申告書 I の A の 2 の欄の(1)及び(2)の項目の記載内容がいずれも「ない」の欄に該当しかつ B の欄に記載すべき調整項目がない場合 (3) 評価申告書 I の A の 2 の欄の(1)の項目の記載内容が「ない」の欄に、同じ欄の(3)の項目の記載内容が「いない」の欄に該当しかつ B の欄に記載すべき調整項目がない場合</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>2. (略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	評価申告書提出の有無	(略)	1. 評価申告書が提出されない場合 (1) 関税法基本通達 <u>7-9(3)</u> に該当する場合 (2) 評価申告書 I の A の 2 の欄の(1)及び(2)の項目の記載内容がいずれも「ない」の欄に該当しかつ B の欄に記載すべき調整項目がない場合 (3) 評価申告書 I の A の 2 の欄の(1)の項目の記載内容が「ない」の欄に、同じ欄の(3)の項目の記載内容が「いない」の欄に該当しかつ B の欄に記載すべき調整項目がない場合	(略)	2. (略)		輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）(C-5020 )  II 輸入（納税）申告書の記載要領 <申告書下段の記載要領> 「評価申告」の欄には、次のように記入する。  <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価申告書提出の有無</th><th>(略)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 評価申告書が提出されない場合 (1) 関税法基本通達<u>7-10</u>に該当する場合 (2) 関税法基本通達<u>7-11</u>の(1)に該当する場合  (3) 関税法基本通達<u>7-11</u>の(2)に該当する場合</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>2. (略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	評価申告書提出の有無	(略)	1. 評価申告書が提出されない場合 (1) 関税法基本通達 <u>7-10</u> に該当する場合 (2) 関税法基本通達 <u>7-11</u> の(1)に該当する場合  (3) 関税法基本通達 <u>7-11</u> の(2)に該当する場合	(略)	2. (略)	
評価申告書提出の有無	(略)												
1. 評価申告書が提出されない場合 (1) 関税法基本通達 <u>7-9(3)</u> に該当する場合 (2) 評価申告書 I の A の 2 の欄の(1)及び(2)の項目の記載内容がいずれも「ない」の欄に該当しかつ B の欄に記載すべき調整項目がない場合 (3) 評価申告書 I の A の 2 の欄の(1)の項目の記載内容が「ない」の欄に、同じ欄の(3)の項目の記載内容が「いない」の欄に該当しかつ B の欄に記載すべき調整項目がない場合	(略)												
2. (略)													
評価申告書提出の有無	(略)												
1. 評価申告書が提出されない場合 (1) 関税法基本通達 <u>7-10</u> に該当する場合 (2) 関税法基本通達 <u>7-11</u> の(1)に該当する場合  (3) 関税法基本通達 <u>7-11</u> の(2)に該当する場合	(略)												
2. (略)													
評価（包括）申告書 I を提出しており、その受理番号が 1000- <u>9</u> -0001 の場合の記載例	評価（包括）申告書 I を提出しており、その受理番号が 1000- <u>1</u> -0001 の場合の記載例												

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
評価申告	<p>関税法施行令第 4 条第 1 項第 3 号</p> <p>又は第 4 号に係る事項 有<input checked="" type="checkbox"/> 無<input type="checkbox"/></p> <p>評価申告書 I <input checked="" type="checkbox"/> II <input type="checkbox"/> 個別<input type="checkbox"/> 包括<input checked="" type="checkbox"/></p> <p>包括申告</p> <p>受理番号 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1000-9-0001</span></p>	評価申告	<p>関税法施行令第 4 条第 1 項第 3 号</p> <p>又は第 4 号に係る事項 有<input checked="" type="checkbox"/> 無<input type="checkbox"/></p> <p>評価申告書 I <input checked="" type="checkbox"/> II <input type="checkbox"/> 個別<input type="checkbox"/> 包括<input checked="" type="checkbox"/></p> <p>包括申告</p> <p>受理番号 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1000-1-0001</span></p>

輸入貨物の評価（個別・包括）申告書 II (C-5300)

輸入貨物の評価（個別・包括）申告書 II (C-5310)

## &lt;評価申告書 I の各欄への記載事項&gt;

(A の 1 の欄)

(1) 及び(2) (省略)

(3) 「売手」及び「買手」とは、実質的に自己の計算と危険負担の下に輸入取引（買手が本邦に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものと有しない者であるものを除く。）をする者をいう。

(4) (省略)

(B の欄)

(1) (省略)

(2) 「調整項目」について

イ (省略)

ロ 「(2) 加算要素」とは、定率法第 4 条第 1 項各号に掲げる運賃等であって、納税申告の際に添付する仕入書、運賃明細書及び保険料明細書に記載されていない次のものをいう。

(イ) (省略)

(ロ) 「②仲介料その他の手数料」とは、定率法第 4 条第 1 項第 2 号イ

## 関税法施行令第 4 条第 1 項第 3 号

又は第 4 号に係る事項 有 無評価申告書 I  II  個別 包括

包括申告

1000-1-0001

輸入貨物の評価（個別・包括）申告書 I (C-5300)

輸入貨物の評価（個別・包括）申告書 II (C-5310)

## &lt;評価申告書 I の各欄への記載事項&gt;

(A の 1 の欄)

(1) 及び(2) (同左)

(3) 「売手」及び「買手」とは、実質的に自己の計算と危険負担の下に輸入取引をする者をいう。

(4) (同左)

(B の欄)

(1) (同左)

(2) 「調整項目」について

イ (同左)

ロ 「(2) 加算要素」とは、定率法第 4 条第 1 項各号に掲げる運賃等であって、納税申告の際に添付する仕入書、運賃明細書及び保険料明細書に記載されていない次のものをいう。

(イ) (同左)

(ロ) 「②仲介料その他の手数料」とは、定率法第 4 条第 1 項第 2 号イ

## 新旧対照表

## 【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>に規定する輸入貨物に係る輸入取引に<del>関し</del>買手により負担される仲介料その他の手数料（<u>買付け</u>に<del>関し</del>当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。）をいう。</p> <p>(ハ) 及び(ニ) (省略)</p> <p>(ホ) 「⑧ロイヤルティ・ライセンス料」とは、定率法第4条第1項第4号に規定する輸入貨物に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及び著作隣接権並びに特別の技術による生産方式その他のロイヤルティ又はライセンス料の支払いの対象となるもの（輸入貨物を本邦において複製する権利を除く。）の使用に伴う対価で、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるものをいう。</p> <p>(ヘ) (省略)</p> <p>ハ 「(3)控除すべき費用等」とは、輸入貨物の課税価格を構成しない要素で仕入書価格に含まれておりその額が明らかであるものをいい、例えば次の費用等がこれに該当する。</p> <p>(イ) 及び(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) 本邦において当該輸入貨物に課される関税その他の<u>公課</u></p> <p>(ニ) (省略)</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p style="text-align: center;">輸出(積戻し)差止申立書 (C-5640)</p> <p>「税関長」欄には、申立先税関長名を記載する。  「申立人」欄には、申立人が外国人（外国法人）の場合は、その国籍も記載する。  「認定手続を執る税関長」欄には、輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき税關から除く税關がある場合には、当該税關名を二重線で消す。  「権利の種類」の欄には、輸出差止申立てに係る権利の該当する箇所（□）にレチェックを付す。また、輸出差止申立てに係る物品に複数の権利が設定されているものは、それぞれ該当する箇所（□）にレチェックを付す。  「登録番号及び登録年月日」欄には、登録番号及び登録年月日を記載する。  「権利の範囲」欄における輸出差止申立てに係る権利の範囲については、で</p>	<p>に規定する輸入貨物に係る輸入取引に<del>関し</del>買手により負担される仲介料その他の手数料（<u>買付手数料</u>を除く。）をいう。</p> <p>(ハ) 及び(ニ) (同左)</p> <p>(ホ) 「⑧ロイヤルティ・ライセンス料」とは、定率法第4条第1項第4号に規定する輸入貨物に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及び著作隣接権並びに特別の技術による生産方式その他のロイヤルティ又はライセンス料の支払いの対象となるもの（輸入貨物を本邦において複製する権利を除く。）の使用に伴う対価で、当該輸入貨物の輸入取引の条件として、買手により直接又は間接に支払われるものをいう。</p> <p>(ヘ) (同左)</p> <p>ハ 「(3)控除すべき費用等」とは、輸入貨物の課税価格を構成しない要素で仕入書価格に含まれておりその額が明らかであるものをいい、例えば次の費用等がこれに該当する。</p> <p>(イ) 及び(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) 本邦において当該輸入貨物に課される関税その他の<u>課徴金</u></p> <p>(ニ) (同左)</p> <p>(3)～(5) (同左)</p> <p style="text-align: center;">輸出(積戻し)差止申立書 (C-5640)</p> <p>「税関長」欄には、申立先税関長名を記載する。  「申立人」欄には、申立人が外国人（外国法人）の場合は、その国籍も記載する。  「認定手続を執る税関長」欄には、輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき税關から除く税關がある場合には、当該税關名を二重線で消す。  「権利の種類」の欄には、輸出差止申立てに係る権利の該当する箇所（□）にレチェックを付す。また、輸出差止申立てに係る物品に複数の権利が設定されているものは、それぞれ該当する箇所（□）にレチェックを付す。  「登録番号及び登録年月日」欄には、登録番号及び登録年月日を記載する。  「権利の範囲」欄における輸出差止申立てに係る権利の範囲については、で</p>

## 新旧対照表

## 【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
きる限り具体的に記載する。また、商標権に係る輸入止申立ての場合には、指定商品名も記載する。 「通常実施権者、通常使用権者又は通常利用権者」欄には、輸出差止め対象から除外する輸出者等がある場合にあっては、これを記載する。	きる限り具体的に記載する。また、商標権に係る輸入止申立ての場合には、指定商品名も記載する。 「通常実施権者、通常使用権者又は通常利用権者」欄には、輸出差止め対象から除外する輸出者等がある場合にあっては、これを記載する。
「輸出統計品目番号（9桁）」欄には、任意で HS 番号（9桁）を記載させ、記載のない場合は、受付税関において記載する。	「輸出統計品目番号（9桁）」欄には、任意で HS 番号（9桁）を記載させ、記載のない場合は、受付税関において記載する。
「輸出差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、2 年以内の期間を記載する。なお、特段支障がない場合には、「受理日から 2 年間」と記載することができる。	「輸出差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、2 年以内の期間を記載する。なお、特段支障がない場合には、「受理日から 2 年間」と記載することができる。
「侵害物品と認める理由」欄には、侵害すると認める理由を記載する。	「侵害物品と認める理由及び識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品及び真正商品の商品説明並びに識別ポイントを具体的、かつ、詳細に記載する。 (新規)
「識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品と真正商品とを識別するポイントにつき具体的、かつ、詳細に記載する。 「侵害すると認める物品の輸出に関する参考事項」欄は、輸出差止申立て時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。	「侵害すると認める物品の輸出に関する参考事項」欄は、輸出差止申立て時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。
輸入差止申立書（C-5840）	輸入差止申立書（C-5840）
「税関長」欄には、申立先税関長名を記載する。 「申立人」欄には、申立人が外国人（外国法人）の場合は、その国籍も記載する。 「認定手続を執る税関長」欄には、輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を二重線で消す。 「権利の種類」欄には、輸入差止申立てに係る権利の該当する箇所（□）にレチェックを付す（著作権又は著作隣接権のうち著作権法第 113 条第 5 項に規定する「国外頒布目的商業用レコード」（以下「還流レコード」という。）に係る申立てについては、レチェックと併せて、権利名の横に「還流レコード」と付記する。）。また、輸入差止申立てに係る物品に複数の権利が設定されているものは、それぞれ該当する箇所（□）にレチェックを付す。 「登録番号及び登録年月日」欄には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権については、登録番号及び登録年月日を記載し、著作権又は著作隣接権については、権利発生年月日を記載する（権利発生年月日が不明な場合には、省略する。）。ただし、還流レコードに係る申立てについては、著作権法第 113 条第 5 項に規定する「国内頒布目的商業用レコード」が国内において最初に発行された日を記載する。 「権利の存続期間」欄において、著作権の存続期間は、著作物の創作の時か	「税関長」欄には、申立先税関長名を記載する。 「申立人」欄には、申立人が外国人（外国法人）の場合は、その国籍も記載する。 「認定手続を執る税関長」欄には、輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を二重線で消す。 「権利の種類」欄には、輸入差止申立てに係る権利の該当する箇所（□）にレチェックを付す（著作権又は著作隣接権のうち著作権法第 113 条第 5 項に規定する「国外頒布目的商業用レコード」（以下「還流レコード」という。）に係る申立てについては、レチェックと併せて、権利名の横に「還流レコード」と付記する。）。また、輸入差止申立てに係る物品に複数の権利が設定されているものは、それぞれ該当する箇所（□）にレチェックを付す。 「登録番号及び登録年月日」欄には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権については、登録番号及び登録年月日を記載し、著作権又は著作隣接権については、権利発生年月日を記載する（権利発生年月日が不明な場合には、省略する。）。ただし、還流レコードに係る申立てについては、著作権法第 113 条第 5 項に規定する「国内頒布目的商業用レコード」が国内において最初に発行された日を記載する。 「権利の存続期間」欄において、著作権の存続期間は、著作物の創作の時か

## 新旧対照表

## 【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ら始まり、著作者の死後 50 年を経過する日まで（映画の著作物は、その著作物の公表後 70 年を経過する日まで）なので、存続期間が不明な場合には省略する（著作隣接権も同様とする。）。ただし、還流レコードに係る申立てについては、著作権法第 113 条第 5 項に規定する「国内頒布目的商業用レコード」が国内において最初に発行された日から 4 年間とする。</p>	<p>ら始まり、著作者の死後 50 年を経過する日まで（映画の著作物は、その著作物の公表後 70 年を経過する日まで）なので、存続期間が不明な場合には省略する（著作隣接権も同様とする。）。ただし、還流レコードに係る申立てについては、著作権法第 113 条第 5 項に規定する「国内頒布目的商業用レコード」が国内において最初に発行された日から 4 年間とする。</p>
<p>「権利の範囲」欄における輸入差止申立てに係る権利の範囲については、できる限り具体的に記載する。また、商標権に係る輸入差止申立ての場合には、指定商品名も記載する。</p>	<p>「権利の範囲」欄における輸入差止申立てに係る権利の範囲については、できる限り具体的に記載する。また、商標権に係る輸入差止申立ての場合には、指定商品名も記載する。</p>
<p>「通常実施権者、通常使用権者又は通常利用権者」欄には、輸入差止め対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記載する。</p>	<p>「通常実施権者、通常使用権者又は通常利用権者」欄には、輸入差止め対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記載する。</p>
<p>「輸入統計品目番号（9 桁）」欄には、任意で HS 番号（9 桁）を記載させ、記載のない場合は、受付税関において記載する。</p>	<p>「輸入統計品目番号（9 桁）」欄には、任意で HS 番号（9 桁）を記載させ、記載のない場合は、受付税関において記載する。</p>
<p>「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、2 年以内の期間を記載する。なお、特段支障がない場合には、「受理日から 2 年間」と記載することができる。</p>	<p>「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、2 年以内の期間を記載する。なお、特段支障がない場合には、「受理日から 2 年間」と記載することができる。</p>
<p>「侵害物品と認める理由」欄には、侵害すると認める理由を記載する。</p>	<p>「侵害物品と認める理由及び識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品及び真正商品の商品説明並びに識別ポイントを具体的、かつ、詳細に記載する。</p>
<p>「識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品と真正商品とを識別するポイントにつき具体的、かつ、詳細に記載する。</p>	<p>（新規）</p>
<p>「侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項」欄は、輸入差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。</p>	<p>「侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項」欄は、輸入差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。</p>
<p>「並行輸入に関する参考事項」欄には、並行輸入に関する事項として、外国における権利設定状況、外国の権利者との関係、外国において製造されている真正商品の特徴（輸入価格（FOB 価格）を含む。）、外国における権利の許諾関係、その他の事項（ライセンス契約がある場合には、その契約の内容、ライセンサー及び製造工場のリスト等）について、できるだけ詳細に記載する。</p>	<p>「並行輸入に関する参考事項」欄には、並行輸入に関する事項として、外国における権利設定状況、外国の権利者との関係、外国において製造されている真正商品の特徴（輸入価格（FOB 価格）を含む。）、外国における権利の許諾関係、その他の事項（ライセンス契約がある場合には、その契約の内容、ライセンサー及び製造工場のリスト等）について、できるだけ詳細に記載する。</p>
<p>「税関記入欄」には、見本検査承認申請が見込まれるか否かについて確認した結果を税関が記載する。</p>	<p>「税関記入欄」には、見本検査承認申請が見込まれるか否かについて確認した結果を税関が記載する。</p>